

乾隆三十年十二月二十日

2-49-07

国王尚穆より福建布政使司あて、進貢船及び琉球難民与那嶺等の船隻の行方を探問するむねの咨

(乾隆三十《一七六五》、十二、二十)

琉球国中山王尚(穆)、貢船併びに難民の船隻を探問する事の為にす。

案照するに、本爵、業に乾隆二十九年冬に貢使向廷器・鄭秉和等を遣わし、表章・方物を齎捧し、海船二隻に坐駕し、前みて閩省に赴く。経に本爵、貴司に咨請して、両院に転詳して具題し、貢使を將て起送して京に赴き、聖禧を叩祝せしむるの外、所有の原船二隻は、仍お早やかに遣回するを賜わらんことを乞う、等の因、案に在り。再た査するに、漂風の難民与那嶺等の船一隻、各位の撫恤を蒙り、修船して已に去歲七月内に接貢船に随いて一斉に遣回せしむ。惟だ難船の未だ帰国するを見ず。随いて去年冬に貴司に移咨し、煩為わくは査訪せんことを、等の因も、亦た案に在り。

茲に査するに、兩項の船隻、今に至るも均しく未だ還るを見ず。恐るらくは、或いは風に阻まれて閩省にあるや、抑も或いは本国の属島に漂入するやも、亦た未だ定むべからず。倘し閩地に

淹留する有らば、貴司、皇上の遠人を懐柔するの至意を仰体し、早やかに遣發して回国するを賜わんことを統祈すること、望み切なり。此れが為に備由して貴司に移咨す。煩為わくは査照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

乾隆三十年十二月二十日

2-49-08

国王尚穆の、接貢のため都通事梁増等を派遣するむねの執照

(乾隆三十《一七六五》、十二、二十)

琉球国中山王尚(穆)、勅書を恭迎し、併びに使臣を接回する事の為にす。

照得するに、本爵、業に乾隆二十九年冬に耳目官向廷器・正議大夫鄭秉和等を遣わし、表章・方物を齎捧し、天朝に入貢す。経に本爵、福建等処承宣布政使司に移咨し、起送して京に赴きて聖禧を叩祝せんこと、案に在り。茲に旧例に循いて、特に都通事梁増等を遣わし、官伴・水梢共八十二員名を帶領し、海船一隻に坐駕し、前みて福建に至りて、皇上の勅書併びに欽賞の幣帛、及び京より回る使臣向廷器・鄭秉和・阮超叙を恭迎し、閩に在りて存留する金文雄等と与に還国せしむ。但だ差わす所の員役は、文憑無ければ、以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。

此れが為に王府、礼字第八十九号の半印勘合の執照を給発し、存留通事蔡光君等に付して収執して前去せしむ。凡所の関津及び沿海の巡哨の官軍の験実如遇えば、即便に放行して留難して阻滯するを得る母かれ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

都通事一員 梁増 跟伴四名

使者二員 翁士璉 跟伴八名

存留通事一員 蔡光君 跟伴六名

管船夥長・直庫二名 魏憲輔 馬長謀

水梢共に五十八名

右の執照は、存留通事蔡光君等に付し、此れを准ず

乾隆三十年十二月二十日 給す

注(1) 蔡光君 『宝案』では他に、乾隆四十一年在船都通事として名がみえる。